

令和3年度学校納入金等調査の概要

教育政策課

この調査は、県単独調査として教育関係事務の定例報告に関する規則（昭和32年長野県教育委員会規則第1号）に基づいて毎年度実施している。

1 調査目的

児童生徒の保護者が学校に納入している学校納入金等の実態を把握し、教育行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、専修学校

(令和2年5月1日現在)

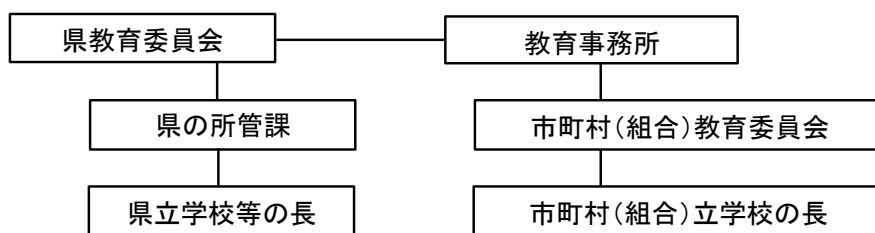
項目	学校種別	幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	特別支援学校	高等学校			専修学校	計
								全日制	定時制	通信制		
学校数(校)		8	3	(5) 358	(3) 186	3	19	(2) 79	(1) 18	2	7	(11) 683
児童・生徒数(人)		389	385	102,193	53,489	606	2,501	42,168	1,741	1,632	654	205,758
会P 人員T 数A	保護者	363	211	77,104	49,022	413	2,344	41,591	1,703	1,327	180	174,258
	教職員	55	21	7,975	4,933	88	1,832	3,981	329	68	16	19,298

(注1) ()内は分校数で内数(休校を含む。)

(注2) 高等学校で全日制課程、定時制課程及び通信制課程を併置する場合それぞれに計上している。

3 調査対象期間 令和2年度

4 調査系統



5 調査事項

- (1) 学校徴収金・・・学校納入金等のうち、学校給食費、遠足・修学旅行費、生徒会・学級会費など学校の教育活動に支出した金額
- (2) P T A会計・・・PTA又はPTAと同一の活動目標をもつ団体の会計の状況

※構成比及び1人当たりの金額等については、個々の数値を四捨五入しているため、個々の数値の合算が合計と一致しない場合がある。

6 調査結果

(1) 学校徴収金

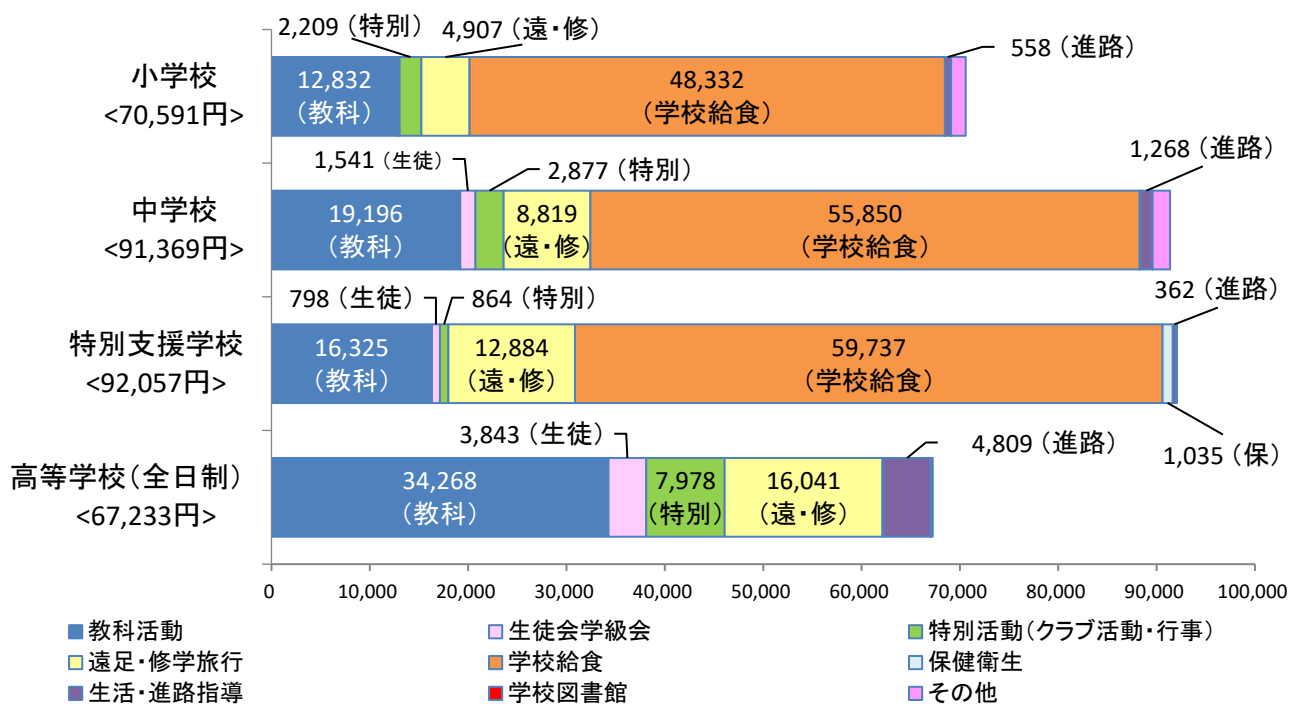
ア 主な学校種の児童・生徒1人当たりの学校徴収金とその内訳

小学校、中学校、特別支援学校、高等学校（全日制）の児童・生徒1人当たりの学校徴収金は、特別支援学校が92,057円と最も多く、次いで中学校が91,369円、小学校が70,591円の順となっている。

支出費目の内訳については、小学校・中学校・特別支援学校においては「学校給食費」が、高等学校においては「教科活動費」の割合が最も高くなっている。

また、「学校給食費」「遠足・修学旅行費」「教科活動費」とともに、主な学校種の平均額が前年度を下回っており、特に「遠足・修学旅行費」は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年度より△57.4%（△11,329円）と最も減少割合が高くなっている。

図1 主な学校種の1人当たりの学校徴収金とその内訳（単位：円）



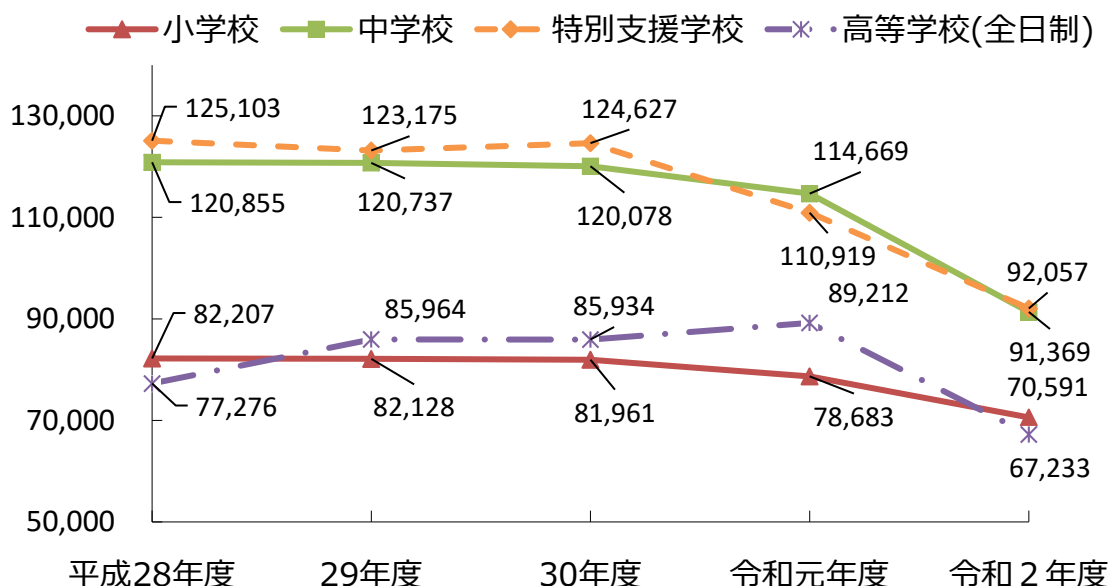
イ 主な学校種の児童・生徒1人当たりの学校徴収金の推移

小学校が△8,092円、中学校が△23,299円、特別支援学校が△18,862円、高等学校（全日制）が△21,979円の減額となっており、全ての主な学校種において過去5年間で最も低い水準となっている。

主な学校種の全てに共通して、「遠足・修学旅行費」が最も減少しており、遠足・修学旅行の中止、行先の変更（県外から県内）、行程の見直し（宿泊から日帰り）などが主な要因として挙げられる。

また、「学校給食費」は、学校休業や、コロナ禍の支援策として全額又は一部を公費化した影響により、「教科活動費」は、学校休業等による調理実習の中止等により、いずれも減少している。

図2 主な学校種の児童・生徒1人当たりの学校徴収金の推移(単位:円)



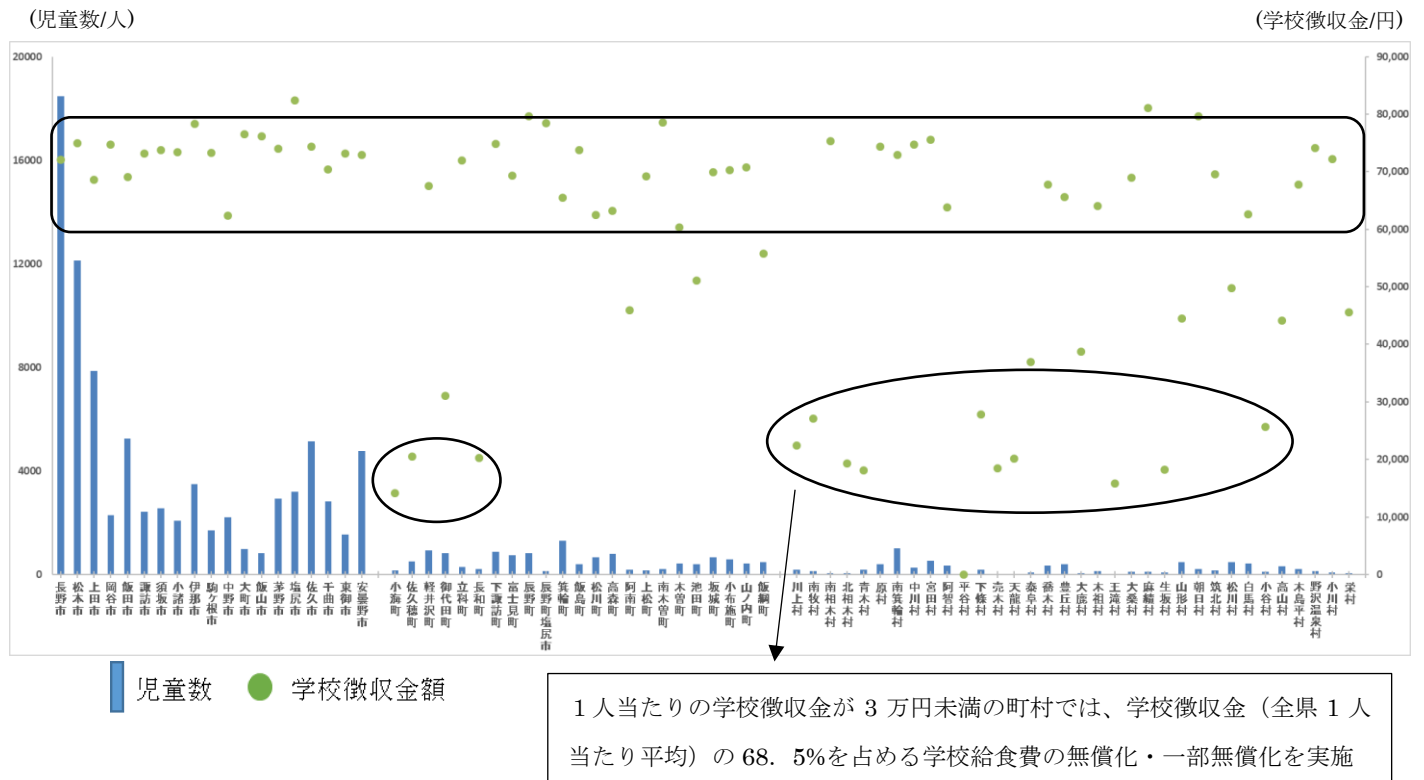
ウ 各市町村（組合）の状況

(7) 小学校

各市町村（組合）における小学校児童1人当たりの学校徴収金の状況は、児童数に関わらず、7万円以上8万円未満が31市町村（組合）と最も多く、次いで6万円以上7万円未満が19市町村となっている。

また、教育費の無償化や学校給食の完全無償化又は一部無償化を実施している町村があるため、0円～約8万2千円と学校徴収金の額に差が生じている。

図3 小学校 児童1人当たりの学校徴収金と児童数の相関（市町村）

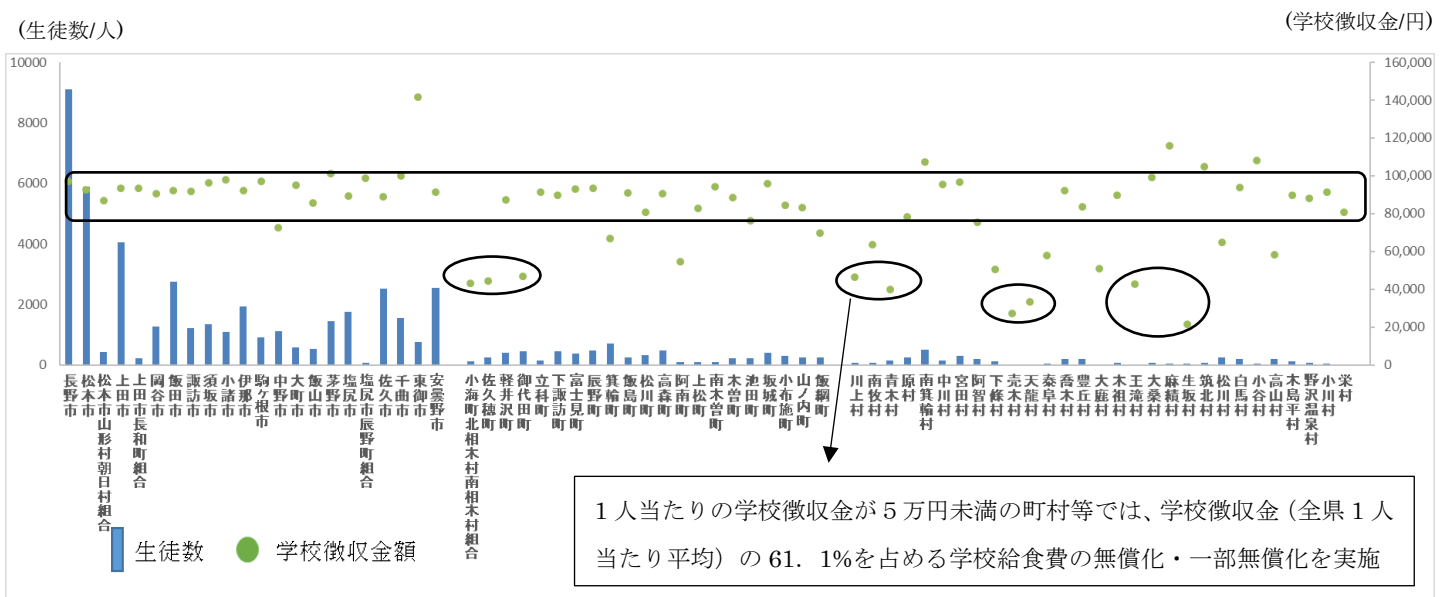


(イ) 中学校

各市町村（組合）における中学校生徒1人当たりの学校徴収金の状況は、生徒数に関わらず、9万円以上10万円未満が28市町村（組合）と最も多く、次いで8万円以上9万円未満が16市町村（組合）となっている。

また、小学校と同様に、学校給食の完全無償化又は一部無償化を実施している町村があるため約2万1千円～約14万2千円と学校徴収金の額に差が生じている。

図4 中学校 生徒1人当たりの学校徴収金と生徒数の相関（市町村）



エ 保護者負担軽減の取組

学校徴収金については、公費・私費の区分の考え方をより明確にするため、令和2年3月31日付けで「学校徴収金の基本的な考え方」を一部改正し、保護者負担の軽減を図るよう各学校等へ周知している。

今回、その取組状況を把握するため、「学校徴収金の見直しにより保護者負担の軽減を図った経費」について、併せて調査を行った。

その結果、主な学校種において、令和2年度新たに実施した見直しの取組による保護者負担の軽減額は、合計1,378万7千円であった。

内訳として、高等学校（全日制）では、旅行代金を考慮した修学旅行先の見直し（コロナ禍を受けたものではない見直し）、ICT学習ツールや副教材の見直しなどにより629万円の負担軽減を図った。

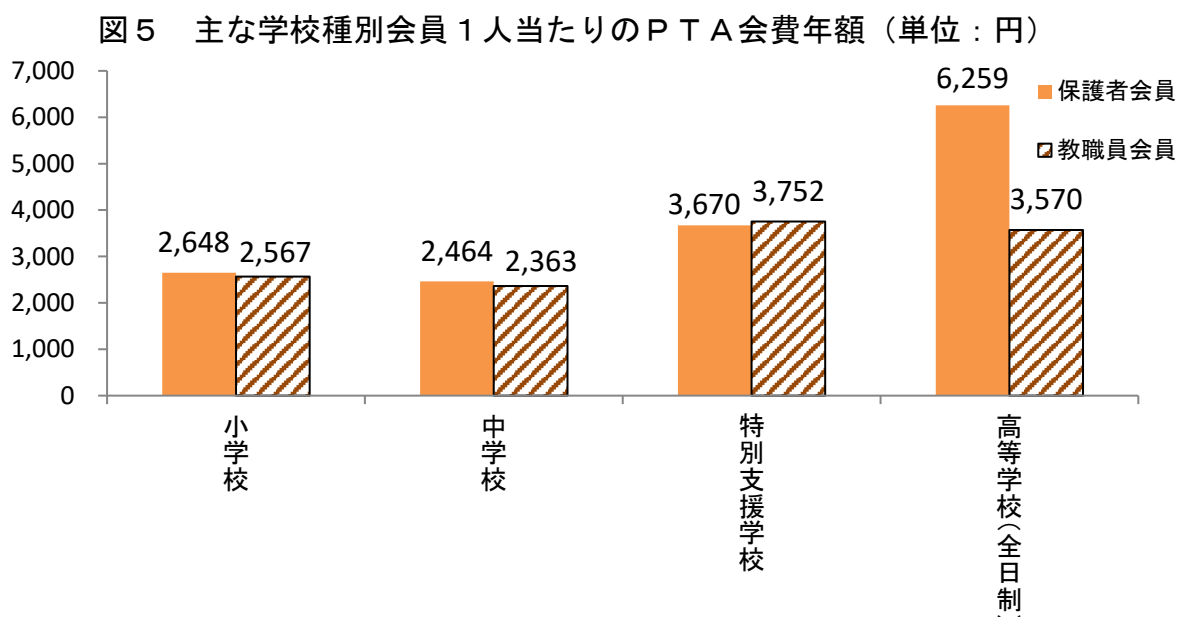
また、市町村においても保護者負担軽減の取組が実施され、小学校では、入学準備品の見直し、共同使用物品購入費や標準学力検査の公費負担、学校図書に関する集金の減額などにより、19市町村で計219万1千円の負担軽減が図られた。

中学校では、給食費の公費負担額の増額（コロナ禍支援ではない独自対応）、生徒会費の減額、部活動の大会参加費や消耗品費、進路適正検査費の公費負担などにより、25市町村で計530万6千円の負担軽減が図られている。

(2) P T A会計

ア 主な学校種の会員1人当たりのPTA会費

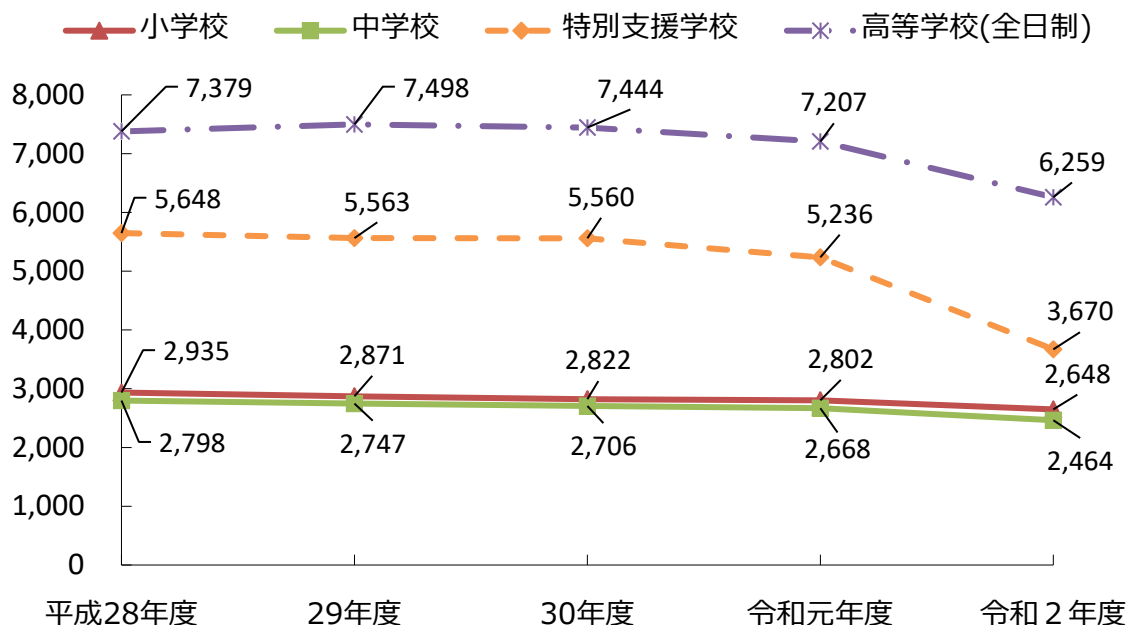
保護者会員と教職員会員の会費は、高等学校（全日制）を除き同程度となっており、高等学校（全日制）では、クラブ活動や芸術鑑賞の経費を保護者会費から多く支出しているため、保護者会員の会費が教職員会員よりも多くなっている。



イ 主な学校種の保護者会員 1 人当たりの P T A 会費の推移

過去 5 年間に於いて、令和元年度まで全ての学校種においてほぼ横ばいだったが、令和 2 年度は前年度より減少となった。小学校と中学校は微減であったが、特別支援学校は△30%、高等学校（全日制）は△13.2%と減少割合が高くなっている。

図 6 主な学校種の保護者会員 1 人当たりの P T A 会費の推移（単位：円）



ウ 主な学校種の P T A 会計の総支出内訳

総支出額は、高等学校（全日制）が最も高くなっている。

内訳は小学校・中学校・特別支援学校において P T A 等活動運営費が最も多く、高等学校（全日制）では学習活動費が最も大きい割合を占めている。

図 7 主な学校種の P T A 会計の総支出内訳（単位：千円）

